

スーパービジョン

その制度と活用 〈第4版〉

会員が受けるスーパービジョンは2種類あります。

- ① 会員の皆さまが、産業カウンセラーとしてよりよき活動ができるよう自発的に受けるもの。
- ② 支部の相談業務に携わる方、支部から企業等に派遣された方が研鑽義務として受けることが定められているもの。

この冊子では、①に関する協会の制度についてご案内いたします。

- I 協会スーパービジョン制度
- II 協会スーパービジョン制度の特徴
- III 協会スーパービジョン制度の利用
- IV 協会スーパービジョン制度に関するQ & A

スーパービジョンの手続きについて

産業カウンセラースーパーバイザー名簿

【書式1】スーパービジョンの申込み・受諾確認・実施確認

2017年6月

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 育成・研修部

〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-17 御成門センタービル 6階

TEL 03-3438-4568 <http://www.counselor.or.jp/>

I 協会スーパービジョン制度

協会スーパービジョン制度は、会員が専門職としての能力向上を目指し、産業カウンセリングの実践力を高め、産業カウンセラーとして成長することを援助します。

協会スーパービジョン制度がスタートしたのは1999年です。1992年に産業カウンセラー資格試験が労働大臣認定の技能審査として認められ、急激に会員が増加する一方、公益法人への批判が高まっていた時期でした。産業カウンセラーが公的資格にふさわしい専門職として社会的責任を果たすため、倫理綱領が制定され、自己研鑽制度（能力向上学習支援システム）がつくられて、その一環としてスーパービジョン制度が設けられました。当時、スーパービジョンを有資格会員全員の研鑽義務として明示したことは画期的で、外部専門家からも協会の取り組みは評価されました。

2009年には、支部・地区事務所の相談室カウンセラーおよび企業・団体のカウンセリング業務受託におけるカウンセラーへのスーパービジョン制度徹底の第一段階として、少なくともグループ・スーパービジョンを行うことを義務化しました。

協会スーパービジョン制度創設の精神を確認して、会員がこの制度の利用によってクライアントの成長にさらなる貢献をしてくださるよう、協会は期待しています。

1. 会員とスーパービジョン

カウンセリングの実践活動に従事するすべての会員はスーパービジョンを受けるよう求められています。会員は、専門家としての能力向上のため研鑽義務を果たし（倫理綱領第5条）、また、自己のカウンセリングの効果について検証し改善するため、進んでスーパービジョンを受けることが求められます（同第14条）。

初心者だけでなく、熟練してからもスーパービジョンは必要です。

2. スーパービジョンの効果

——スーパービジョンを受けると、どう役立つのか

1) ケースへの理解が深まります

ケースの見立て、クライアントの課題、介入方法、援助方針など。

2) 自分の傾向についての気づきを得られます

カウンセラーの言語表現、行動、考え方、感じ方、対人的傾向など。

3) 倫理綱領を順守することに繋がります

守秘義務、記録管理、二重関係、実践能力の限界など。

4) カウンセリングの実践上の課題を学べます

外部資源の活用、ネットワーク、リファーなど。

3. 産業カウンセラースーパーバイザーの要件

——産業カウンセラースーパーバイザーはどのような能力要件で認定されているか

産業カウンセラースーパーバイザーとは、「協会スーパービジョン制度の設置および協会スー

スーパーバイザーの認定に関する規程」に基づいて認定された協会スーパーバイザーです。産業カウンセラースーパーバイザーの認定には、次の能力等が要件とされます。

- 1) 産業カウンセラーとして、産業カウンセリングを実施するに際し、理論およびスキルに関して経験的に統合された知識を有し、それを応用する能力を有すること。
- 2) スーパービジョンをおこなう領域について、適切な知識と十分な経験を有していること。
- 3) クライアントの問題点や課題について、援助の方法とその効果について理解し、事例について論理的に概念化し、スーパーバイザーを指導する能力を有すること。
- 4) 「産業カウンセラー倫理綱領」を深く理解し、その実践と啓発をおこなう能力を有すること。
- 5) 自身の情緒的状态について自己認知ができ、かつ、専門職として安定した自己評価ができること。
- 7) 次項のスーパービジョンの種類を実施できる能力を有すること。

4. スーパービジョンの種類

——スーパービジョンにはどんな種類があるのか

スーパービジョンには、個人スーパービジョンとグループ・スーパービジョンがあります。また、グループ・スーパービジョンと類似の方法に事例検討会があります。

1) 個人スーパービジョン

個人スーパービジョンは、スーパーバイザーとスーパーバイジー（スーパービジョンを受けるカウンセラー）が一对一で行います。通常1回1時間程度が標準です。対象となるケースは進行中のケースも終結したケースの場合もあります。

個人スーパービジョンは、スーパーバイジーの学習程度、臨床経験などに応じて進めていきます。スーパーバイジーは自分の考えや疑問、感情を率直に伝えることが可能です。スーパーバイザーは、スーパーバイジーが直面する問題を理解し、援助・指導のフィードバックをします。

2) グループ・スーパービジョン

グループ・スーパービジョンは、スーパーバイザー1名に対して、スーパーバイジー（事例提出者）を含む数名のグループで行います。グループ・メンバーは自分が担当する以外のケースに触れることができるので、貴重な学習の場となります。

3) 事例検討会

ある程度進行したケースや主に終結したケースを題材に検討を行います。グループ・スーパービジョンと形式的に似ていますが、グループ・スーパービジョンがスーパーバイジーの成長に主眼をおいているのに対して、事例検討会はケースの理解を主な目的とします。

II 協会スーパービジョン制度の特徴

協会スーパービジョン制度には次のような特徴があります。

1. 産業カウンセラースーパーバイザーは、協会に所属する経験豊富な仲間であり、スーパーバイザーをよく理解できる立場にあります。

(1) 産業カウンセラースーパーバイザー認定の条件

認定にあたっては、本冊子3ページ記載の能力要件に加え、下記の資格と経験を条件としています。

- ①会員であり、シニア産業カウンセラー資格があること。
- ②個人スーパービジョンのバイザー経験があること。
- ③事例検討会でケースを提出した経験があること。
- ④産業領域でカウンセリング経験があること。最近5年間で1,000時間以上かつ継続ケースの経験があること。
- ⑤グループワークの経験があること。

(2) 産業カウンセラースーパーバイザーの認定期間と更新

認定期間は3年間で、現在のスーパーバイザーは2017年4月1日から2020年3月31日までが認定期間となります。

更新にあたっては、更新研修受講が必須で、産業カウンセラースーパーバイザーとしての要件が満たされているか再審査されます。

2. 産業カウンセラースーパーバイザーの居住地、得意な領域などを協会が公表しています。得意な領域などは、スーパーバイザー本人の申告によります。

3. 1回1時間10,320円(スーパービジョン料金9,300円+協会施設利用の場合の会場費1,020円、税込)という利用しやすい料金設定になっています。

Ⅲ 協会スーパービジョン制度の利用

スーパービジョンを受ける手続き

*8 ページの図を参照してください。

1. 依頼するスーパーバイザーを決めます

- 1) バイザーと面識がある場合は、バイザーが直接連絡を取り、日時・場所を設定します。
- 2) バイザーと面識がない場合は、バイザーの所属支部にお問い合わせください。
- 3) バイザーの支部とは異なる支部に所属するバイザーに依頼することもできます。
その場合も、スーパービジョンの申込み先はバイザーの所属支部です。

2. バイザーの所属支部への申込み手続きを行います

- 1) 所定の【書式1】「スーパービジョン申込書」を使用して申込みます。
- 2) グループ・スーパービジョンの場合も申込書は1人ずつ作成します。グループの代表者がメンバー全員の申込書をまとめて代表者の所属支部へ送ってください。
- 3) 送付方法は支部にご確認ください。

3. 所属支部へ料金を振り込みます。

<料 金> *消費税8%込の金額です

- 1) 個人スーパービジョンで協会の施設（支部や地域事務所の会議室・相談室等）を使用する場合
10,320 円/回（会場費 1,020 円を含む）
- 2) 協会施設以外の会場をバイザー自身で手配する場合
9,300 円/回（会場費はバイザーの負担）
- 3) グループ・スーパービジョンの場合
「協会（支部）責任で行うカウンセリングに対するグループ・スーパービジョン料金表」を流用します。詳しくは支部にお問い合わせください。

<振込先>

支部にご確認ください。

<やむを得ずキャンセルする場合>

- 1) 2 日前までにバイザーと支部に申し出た場合は、振込手数料を差し引いて返金します。
- 2) 前日にバイザーと支部に申し出た場合は、2,000 円（振込手数料を含む）を差し引いて返金します。
- 3) 当日にバイザーと支部に申し出た場合は、返金しません。

4. 終了後に実施確認【書式1】を所属支部へ提出します

1 週間以内に提出してください。実施確認に基づき、バイザーに受講ポイントを付与します。【書式1】の送付方法は支部にご確認ください。

＜申込み等に関する留意事項＞

- 1) バイザーを知らない等の理由により、バイザーの指名なしでも申込みはできますが、その場合にはあらかじめ支部担当者にご相談ください。
- 2) バイザーによって、事前の資料（事例報告書等）作成が必要になる場合があります。余裕をもって日程調整を行ってください。

IV 協会スーパービジョン制度に関するQ & A

Q 1 バイザーを必ず指名しなくてはなりませんか。

A 1 原則として指名してください（事例の内容とバイザーの得意な領域を照らし合わせるなど）。初めてスーパービジョンを受ける場合など指名が難しいときは、支部にご相談ください。適切な方を推薦いたします（申込み等に関する留意事項）。

Q 2 グループ・スーパービジョンの場合、手続きや料金に違いがありますか。

- A 2 ①手続き：申込書は1人ずつ作成します。グループの代表者がメンバー全員の申込書をまとめて代表者の所属支部へ送ってください。
- ②料金：「協会（支部）責任で行うカウンセリング対するグループ・スーパービジョン料金表」を流用します。詳しくは支部にお問い合わせください。

Q 3 会場はどのようにすればよいですか。

A 3 バイザーとバイジーとで相談して決めてください。協会の施設（支部等の相談室や会議室）、あるいはバイザーの施設（相談室等）を利用することが一般的です。

①協会の施設（支部等の相談室や会議室）を利用する場合は、1人1回1,020円で利用することができます。会場使用料1,020円のお支払い方法については支部にご確認ください（スーパービジョン料金と併せて合計10,320円を入金するか、当日会場でお支払い）。

②協会以外の施設（公共施設・バイザーの施設等）を利用する場合には、使用料はバイジーの負担となりますので、各施設の規約に沿ってお支払いください。その場合、支部へお振込みいただく料金は9,300円となります。

上記料金は2017年5月現在の消費税8%込の金額です。今後税率の上昇等により、改定される場合があります。

Q 4 同じバイザーに定期的にスーパービジョンを受けたいと思いますが、可能でしょうか。

A 4 バイジーとバイザーとで話し合っ、定期的に続けていくことは可能です。ただし、支部で履歴を管理する（受講ポイントを入力する）必要があるため、スーパービジョンを行う都度、支部へ申込み手続きをしてください。

Q 5 遠隔地のバイザーにスーパービジョンを依頼したいときはどのようにすればよいですか。

A 5 他支部のバイザーに依頼するときも、バイザーが所属する支部に申し込みます。①バイザーがバイザーの指定する場所へ出向く、あるいは②バイザーに出張を依頼する（交通費等はバイザー負担）ということになります。バイザーが研修講師等でその地域に赴く際に、スーパービジョンを依頼することもあります。

Q 6 バイザーはバイザーの人格に関わるのでしょうか。

A 6 本来スーパービジョンはスキルに限定して行われるものですが、そのスキルには当然、カウンセラーとしての態度が含まれます。したがってバイザーの、カウンセリング場面におけるカウンセラーとしての態度について触れていくことは必須です。しかし、そこからバイザーの人格に立ち入ることは原則としてしないことになっています。

Q 7 事例検討会に参加したいと思いますが、どのようにすればよいですか。

A 7 事例検討会は支部によって開催方法などが異なりますので、支部にお問い合わせください。

スーパービジョンや事例検討についての参考文献（協会発行書籍）

『産業カウンセリング ケーススタディ 2013 そうだ！ 相談に行こう!!』

会員価格 1,814 円(税込)

『産業カウンセリング実務必携 —— 面接記録から事例検討へ』

会員価格 1,555 円(税込)